

ひとり親家庭等医療費助成事業

▼ひとり親家庭等医療費助成事業の対象者は、留萌市に住民登録している「ひとり親家庭（母子家庭または父子家庭など）」の母または父とその家庭で扶養・監護されている20歳未満の方で、いずれも健康保険に加入していることが条件となります。

※生活保護受給世帯または北海道が定める所得制限の基準額を超える世帯は対象外となります。

●受給者証の区分（受給者証の有効期限：8月1日～翌年7月31日）

区分（対象者）	自己負担額（保険診療適用分に限る）
親 初 （3歳未満および3歳以上の住民税非課税世帯）	◎初診のみ以下の金額を負担 ・医 科 580 円 ・歯 科 510 円 ・柔道整復 270 円
親 課 （3歳以上の住民税課税世帯）	◎医療費の1割を負担（1カ月の上限額） ・入院 57,600 円※多数該当の場合 44,400 円 ・外来 14,000 円※年間上限額 144,000 円

【受給者証を申請する際は次のものをご持参ください】

・印鑑（シャチハタは不可） ・対象者の健康保険証 など



乳幼児等医療費助成事業

▼乳幼児等医療費助成事業の対象者は、留萌市に住民登録している小学生以下の方（小学生は入院時と指定訪問看護の利用時のみ対象）で、健康保険に加入していることが条件となります。

※生活保護受給世帯は対象外となります。

●受給者証の区分（受給者証の有効期限：8月1日～翌年7月31日）

区分（対象者）	自己負担額（保険診療適用分に限る）
乳 初 （3歳未満および3歳以上の住民税非課税世帯）	◎なし ※保険診療適用分の医療費を全額助成
乳 課 （3歳以上の住民税課税世帯）	
乳 （北海道の対象基準以外の世帯）	

【受給者証を申請する際は次のものをご持参ください】

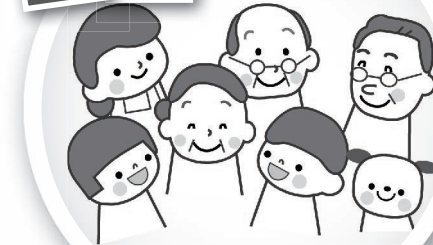
・印鑑（シャチハタは不可） ・対象者の健康保険証 など



市では、乳幼児等医療費助成事業の改正に伴い、「重度心身障害者医療費助成事業」「ひとり親家庭等医療費助成事業」の受給者を対象に、自己負担した分の「小学生以下の方（小

学生は入院時と指定訪問看護の利用時のみ対象）の医療費」の払い戻しを実施しています。詳しくは、市・市民課へお問い合わせください。

特集



医療費助成事業をご存じですか？

市では、各対象者の医療費の負担を軽減することを目的として、さまざまな医療費助成事業を実施しています。

問 市・市民課 ☎ 42-1805

市の医療費助成事業

▼市では、「重度心身障害者医療費助成事業」「ひとり親家庭等医療費助成事業」「乳幼児等医療費助成事業」を実施しています。

各医療費助成事業の対象の

方は、医療機関を利用する際に市が発行した受給者証を提示することで医療費の負担が軽減されます。

なお、受給者証の発行には手続きが必要となります。

各医療費助成事業の対象の方は、いずれの場合も印鑑や対象者の健康保険証などをご持参の上、市・市民課（市役所本庁舎1階）で手続きを行ってください。

重度心身障害者医療費助成事業

▼重度心身障害者医療費助成事業の対象者は、留萌市に住民登録している次の障害等級に該当する方で、健康保険（65歳以上の方は後期高齢者医療制度）に加入していることが条件となります。

◎身体障害者手帳1～3級（3級の場合は内部障害に限る） ◎療育手帳「A」判定

◎精神障害者保健福祉手帳1級（入院医療は助成対象外）

※生活保護受給世帯または北海道が定める所得制限の基準額を超える世帯は対象外となります。

●受給者証の区分（受給者証の有効期限：8月1日～翌年7月31日）

区分（対象者）	自己負担額（保険診療適用分に限る）
障 初 （3歳未満および3歳以上64歳以下の住民税非課税世帯）	◎初診のみ以下の金額を負担 ・医 科 580 円 ・歯 科 510 円 ・柔道整復 270 円
老 初 （65歳以上の住民税非課税世帯）	
障 課 （3歳以上64歳以下の住民税課税世帯）	◎医療費の1割を負担（1カ月の上限額） ・入院 57,600 円※多数該当の場合 44,400 円 ・外来 14,000 円※年間上限額 144,000 円
老 課 （65歳以上の住民税課税世帯）	



【受給者証を申請する際は次のものをご持参ください】

・印鑑（シャチハタは不可） ・障害者手帳などの障害等級が分かるもの
・対象者の健康保険証 など